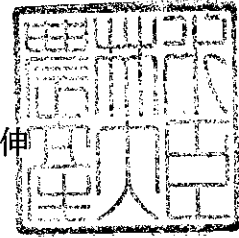




16消安第5870号
平成16年10月29日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



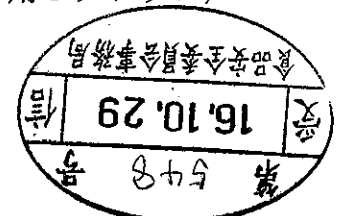
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

- (1) 豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバックAR4）
- (2) パスツレラ・ムルトシダ（アジュバント加）トキソイド（豚パスツレラトキソイド“化血研”）
- (3) 鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））
- (4) エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
- (5) オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
- (6) アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ピクシリン）



- (7) 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散 25 %）
- (8) チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバシット注射液）
- (9) 前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR・10）
- (10) ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤（ウロストン2品目）
- (11) プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膈内挿入剤（イージーブリード）
- (12) フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体（バナミン）及び馬の消炎鎮痛剤（バナミン注射液 5 %）